

## 第6章 3. 幕藩体制の成立 e. 村と百姓(2)

村は[1 村方三役]とよばれる村役人を中心に、[2 本百姓]によって運営され、入会地の共同利用、用水の管理、田植・稲刈りなど[3 結]・もやいなどとよばれる共同作業など、労働や暮らしを支えあつた。村の必要経費([4 村入用])は共同で負担しあつた。村の運営は[5 村法](村掟)にもとづいておこなわれ、これにそむくと[6 村八分]などの制裁が加えられた。幕府や諸藩・旗本は、このような村の自治に依存して、はじめて[7 年貢]などを得て、村民を掌握することができた。このような仕組みを[8 村請]制とよぶ。また村民は数戸ずつ[9 五人組]に編成され、年貢の納入や犯罪の防止に[10 連帯責任]を負わされた。

### ④ 農民の負担

本年貢([11 本途物成])…田・畑・家屋敷の高請地を基準にかけられる。[12 米]で納めるのが標準

#### 賦課方法

[13 検見]法…毎年の[14 収穫高]に応じて年貢率(免)を変える。

[15 定免]法…数年間の収穫高を基礎に年貢率を[16 固定する]

[17 小物成](小年貢)…[18 山野河海]の利用や農業以外の副業に課税する[19 雑税]。

夫役…国単位での河川の土木工事など([20 国役])

[21 助郷]役=宿場への人馬の提供

幕府は百姓の小経営をできるだけ [22 安定]させ、[23 貨幣]経済にまき込まれないようにして、石高の [24 40]%前後をしめる年貢や諸役の徴収を確実にしようとした。このため、1643(寛永20)年に [25 田畑永代売買]の禁令で田畑の売買を禁止、1673(延宝元)年には [26 分割相続]による田畑の細分化を防ぐために [27 分地制限]令を出した。田畑では [28 たばこ]・[29 木綿]・菜種などの [30 商品作物]を自由に栽培することを禁じたりした([31 田畑勝手作りの禁])。また、1649(慶安2)年に幕府が出したとされている「[32 慶安の触書]」のように日常の労働や暮らしにまでまごまご指示を加えた。

一般の百姓の衣服は、麻(布)や木綿の筒袖がふつうである。食事は日常での主食として[33 米]はまれで、[34 麦・粟・稗]などの雑穀が主とされ、住居も萱や[35 わらぶき]の粗末な家屋で、衣食住のすべてにわたって貧しい生活を強いられた。

### ⑤ 幕府の農民支配の原則 「36 生かさぬよう、殺さぬよう」

農業を安定化=[37 破綻]させない→一定の広さの[38 耕地]を維持

生活に[39 余裕]をもたさない

[40 貨幣]経済にまきこまない→[41 貨幣]を使わない・手に入れない生活をめざす

[42 米]だけを作る[43 自給自足]の生活が理想

ア)[44 田畑永代売買禁止令](1643)…土地所有の流動化を防ぐ

イ)[45 分地制限]令(1673)…分割相続による耕地の細分化を防ぐ

目的46 農民が一定限度以下の耕地しか持たないと経営が維持できなくなるため

ウ)[47 田畑勝手作りの禁]…本田畑への[48 商品]作物栽培の禁止 飢饉時など

→[49 商品経済]に組み込まれることを防ぐ。

## f. 都市と町人

近世になると、中世とは比較にならないほど多数の都市がつくられた。その中心は[50 城下町]である。それまで[51 農村]に居住していた武士が、[52 兵農分離]政策で城下町へすむことが強制され、あわせて[53 商人]や[54 手工業者](諸職人)も営業の自由や屋敷地にかけられる年貢である[55 地子免除]の特権を得て定着した。

城下町は、城郭を核とし、[56 身分]ごとに居住する地域がはっきりと区分された。このうち、城郭と武家地は城下町の面積の大半を占めた。また[57 寺社]地には、有力寺院や神社をはじめ多くの寺社が集められ、宗教統制の中心としての役割をになった。

町人地は[58 町方]とよばれ、商人・手工業者が居住し営業をおこなう場であり、面積は小さいが、全国と領地とを結ぶ[59 経済活動]の中核として重要な役割を果たした。町人地には、[60 町]という[61 村]と似た自治組織があった。町内に町屋敷を持つ家持の住民は[62 町人]とよばれ、[63 町年寄]・町名主・月行事などを中心に運営された。町には田・畑がなく、町人は百姓にくらべて年貢は負担を[64 少なかった]が、上下水道の整備、清掃、防火・防災などの役割を[65 町人人足役]や貨幣で支払うことになされた。

### ① 大名(とくに大大名)の領国=半独立国、独立した経済圏を形成する。

[66 城下]町=各領国の政治・経済の中心(藩の「首都」)

・政治の中心→[67 武士]やその従者が集住する=[68 大消費都市]の側面を持つ

・領国内の物資の集散の中心、他国の物資も主に城下町を経由して動く

↓

・商人や手工業者が集まる←営業の自由([69 楽市楽座]の流れ)などさまざまな特権を与える

### ② 城下町の構造…[70 武士]の居住区と[71 町人]の居住区が明確に区別される。(身分・職業別)

### ③ 町人の階層

・町人([72 地持][73 家持])…土地・屋敷・家作を所有(→農村の「本百姓」に当たる存在)

→彼らだけが町政に参加

・[74 借家](屋敷地を借りる) [75 店借](借家を借りる)(→農村の「水呑百姓」)

地代を払う 家賃を払う

・商家の奉公人([76 番頭]→[77 手代]→[78 丁稚]をする)

### ④ 都市の統制…農民に比べゆるい。

町奉行-町役人([79 町名主][80 町年寄])-町人(地主・家持)-(地借家借)

→五人組を結成

### ⑤ 都市民の負担…農民に比べ[81 軽い]。

### ⑥ 三都(江戸・京都・[82 大坂])の発展=全国の経済の結節点